

○さいたま市与野カーディーラー通り特別用途地区建築条例

平成13年5月1日

条例第262号

改正 平成17年12月21日条例第225号

平成30年3月26日条例第37号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条の規定に基づき、平成12年与野市告示第106号による与野カーディーラー通り特別用途地区（以下「ディーラー通り特別用途地区」という。）内における建築物の建築の制限等について必要な事項を定めることにより、自動車販売店及び自動車修理工場が集積している地区特性を生かした土地利用の増進を図るとともに地域の操業環境、商業環境及び生活環境を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例の規定は、ディーラー通り特別用途地区内において適用する。

(建築物の建築の制限)

第4条 ディーラー通り特別用途地区内においては、別表に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が第1条の目的に反しないと認め、かつ、公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 建築物（次項の建築物を除く。）の用途を変更する場合には、前項の規定を準用する。

3 法第87条第3項に規定する建築物の用途を変更する場合には、同項各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項の規定を準用する。

4 市長は、第1項ただし書の規定による許可をする場合（前2項において準用する場合を含む。）においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、さいたま市建築審査会の意見を聴かなければならない。

(建築物の制限の緩和)

第5条 ディーラー通り特別用途地区内においては、法第48条第10項の規定にかかわらず、自動車修理工場を有する建築物で作業場の床面積の合計が1,500平方メートルを超えな

いものは、当該建築物を建築し、又は用途を変更して新たにこれらの用途に供することができる。

(一部改正〔平成30年条例37号〕)

(既存の建築物に関する制限の緩和)

第6条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物については、法第3条第2項の規定により引き続き第4条の規定の適用を受けない期間の始期(以下「基準時」という。)を基準として、次に定める範囲内において増築し、又は改築することができる。

- (1) 増築又は改築が基準時の敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が、基準時の敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計が、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する部分の床面積の合計が、基準時における当該床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 第4条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器の容量(以下「原動機の出力等」という。)による場合においては、増築後の原動機の出力等の合計が、基準時における原動機の出力等の合計の1.2倍を超えないこと。

(一部改正〔平成17年条例225号〕)

(建築物の敷地が地区の内外にわたる場合)

第7条 建築物の敷地がディーラー通り特別用途地区の内外にわたる場合においては、その敷地の全部について敷地の過半の属する区域の規定を適用する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 第4条第2項又は第3項において準用する同条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(一部改正〔平成17年条例225号〕)

(両罰規定)

第10条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人

又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の与野カーディーラー通り特別用途地区建築条例（平成12年与野市条例第38号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月21日条例第225号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条中さいたま市与野カーディーラー通り特別用途地区建築条例第6条第1号の改正規定は、同年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月26日条例第37号抄）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

|     |  |
|-----|--|
| 1   | 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの（自動車修理工場は除く。）                        |
| 2   | 次に掲げる事業を営む工場   |
| (1) | 印刷用インキの製造  |
| (2) | コルク、エボナイト若しくは合成樹脂の粉碎若しくは乾燥研磨又は木材の粉碎で、原動機を使用するもの                          |
| (3) | 印刷用平板の研磨   |
| (4) | 原動機を使用するセメント製品の製造  |
| (5) | 木材の引割若しくはかんな削り、裁縫、機織、撚糸、組ひも、編物、製袋又はやすりの目立で、出力の合計が0.75キロワットを超える原動機を使用するもの |

- (6) 製針又は石材の引割で、出力の合計が1.5キロワットを超える原動機を使用するもの
- (7) 出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用する製粉
- 3 火薬の貯蔵又は処理に供する建築物で、その数量が20キログラムを超えるもの
- 4 爆薬の貯蔵又は処理に供する建築物
- 5 工業雷管、電気雷管及び信号雷管の貯蔵又は処理に供する建築物
- 6 銃用雷管の貯蔵又は処理に供する建築物で、その数量が3万個を超えるもの
- 7 実砲及び空砲の貯蔵又は処理に供する建築物で、その数量が2,000個を超えるもの
- 8 信管及び火管の貯蔵又は処理に供する建築物
- 9 導爆線の貯蔵又は処理に供する建築物
- 10 導火線の貯蔵又は処理に供する建築物で、その数量が1キロメートルを超えるもの
- 11 電気導火線の貯蔵又は処理に供する建築物
- 12 信号炎管、信号火<sup>せん</sup>箭及び煙火の貯蔵又は処理に供する建築物で、その数量が25キログラムを超えるもの
- 13 その他の火薬を使用した火工品の貯蔵又は処理に供する建築物で、その数量が20キログラムを超えるもの
- 14 その他の爆薬を使用した火工品の貯蔵又は処理に供する建築物
- 15 マッチの貯蔵又は処理に供する建築物で、その数量が15マッチトンを超えるもの
- 16 可燃性ガスの貯蔵又は処理に供する建築物で、その数量が35立方メートルを超えるもの
- 17 圧縮ガスの貯蔵又は処理に供する建築物で、その数量が350立方メートルを超えるもの
- 18 液化ガスの貯蔵又は処理に供する建築物で、その数量が3.5トンを超えるもの
- 19 第1石油類(ガソリン、ベンジン等)の貯蔵又は処理に供する建築物で、その数量が1,000リットルを超えるもの
- 20 第2石油類(灯油、軽油等)の貯蔵又は処理に供する建築物で、その数量が5,000リットルを超えるもの
- 21 第3石油類(重油、潤滑油等)の貯蔵又は処理に供する建築物で、その数量が1万リットルを超えるもの
- 22 第4石油類(ギヤー油、シリンダー油等)の貯蔵又は処理に供する建築物で、その数量が3万リットルを超えるもの